

喜界中学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある重大かつ深刻な人権問題である。

本校では、「自ら学び考え行動する、心豊かでたくましい、「夢・志」をもった生徒の育成」を目的に、本校の保護者及び、地域住民、児童相談所、警察署等の各種関係機関の連携の下、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処を総合的かつ効果的に推進するため、喜界町立喜界中学校いじめ防止基本方針を策定する。

